４．苦情の件数及びその対応状況

業務フロー	苦情の内容	件数（件）	改善措置の内容
営業・契約	不適切な営業活動		
	契約内容の不満		
	クーリングオフできない		
	工事の不良		
	その他（　　）		
運用・決済	計量値の不信		
	制御の問題		
	誤請求		
	その他（　　）		
サポート・解約	不誠実な問合わせ対応		
	技術的な不具合		
	解約ができない		
	高額な解約手数料		
	その他（　　）		
その他			

５．電気計器等の異常（故障等）の件数及びその対応状況

件数（件）	改善措置の内容

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（電気事業会計規則の一部改正）

第三条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計の原則）	（会計の原則）
第一条　一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。	**第一条**　一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。
一～四　［略］	一～四　［略］
（電気事業固定資産勘定）	（電気事業固定資産勘定）
第四条　一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。	**第四条**　一般送配電事業、送電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。
（工事費負担金）	（工事費負担金）
第十条　電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島等供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。	**第十条**　電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。
2　［略］	2　［略］
第二十八条の四　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日	**第二十八条の四**　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日